

○議長（茅沼隆文）

日程第7 議案第42号 開成町小児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題といたします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、小児に係る医療費の助成対象者を拡大することにより、小児の健康増進に寄与し、子育て家庭の経済的負担軽減を図り、もって子育て支援の一層の推進を図るため、開成町小児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

細部説明を担当課長に求めます。

子ども・子育て支援室長。

○子ども・子育て支援室長（中戸川進二）

それでは、議案を朗読させていただきます。

議案第42号 開成町小児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町小児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成29年12月5日提出、開成町長、府川裕一。

では、最初に一部改正の内容について、御説明をさせていただきます。

開成町では、子育て支援の充実を図るため、お子さんの保険適用を受けた医療費の自己負担分、未就学児については2割、小学生以上については3割に相当する部分の経費について助成を行っております。

現行制度では、通院に要した医療費は、小学生まで、入院に要した医療費は原則中学生までを助成対象としておりますが、このうち通院助成について、中学生まで拡大するために、所用の規定の改正を行うものでございます。

それでは、1枚おめくりください。

開成町条例第 号 開成町小児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例。

開成町小児の医療費の助成に関する条例（平成7年開成町条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

左側の列が改正後、右側が改正前でございます。

初めに第2条、用語の定義でございます。第1項では、平成28年4月1日施行の学校教育法改正で、小中一貫教育を行う義務教育学校が学校の種類として位置づけられたことを受けまして、義務教育学校の後期課程を新たに加えたものでございます。

第3項では、従前幼児という定義といたしまして、満3歳に達した月の翌日から満12歳に達した日以後の最初の3月31日までと定めていた規定のうち、年齢を満15歳に改め、名称を児童等に修正したものでございます。

この結果、改正前の第4項にある幼児等の定義は不要となりまして、改正後の4項以降の項を一つずつ繰り上げてございます。

次のページをお開きください。第3条の対象者でございます。この条の規定につきましては、対象年齢の拡大に伴い、年齢別の用語の定義を大幅に変えたことや、医療証の発行対象者を中学生までとしたことから、全体的に修正をしております。

第1項では、改正前の規定で、小児全体のうち、中学生と中学校卒業後などの継続入院のお子さんに適用していた入院に係る医療費の給付を中学校卒業後などの継続入院に限定するために、3歳未満児および児童等以外の小児にあつては、入院に係る医療と修正を加えてございます。

新設した第3項では、所得制限に関する規定でございます。所得算定の基礎項目として、12月31日時点において、同一生計配偶者や、扶養親族などの数に応じて規則で定める額未満の所得であることを規定しております。

第1号では、満3歳から満15歳までの子どもの誕生月に応じて、前年または前々年の所得を対象とすること。

第2号では、中学校卒業後等以降に継続入院をしている場合には、医療を受けた日を基準に、前年、または前々年の所得を対象とすることについて規定しております。

第5条の助成の方法、第6条の医療証の交付につきましては、改正後に中学生まで医療証を発行することによりまして、対象年齢の変更について修正を加えてございます。

次のページをお開きください。附則でございます。1項、この条例は平成30年9月1日から施行する。

2項、改正後の開成町小児の医療費の助成に関する規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前までに受けた医療に係る医療費の助成については、なお、従前の例によるという形で経過措置でございます。

御参考までに、開成規則案を添付しております。規則案では、主に発行する医療証の発行手続などについて規定しておりますが、第4条では、所得制限について具体的に金額を規定しております。第4条第2号にあるとおり、年間所得532万円を基準に、扶養親族等一人につき、38万円を加算した金額を基準としてございます。なお、この基準につきましては、神奈川県補助要綱にあわせた基準としてございます。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

○議長（茅沼隆文）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方いらっしゃいますか。

6番、菊川議員。

○6番（菊川敬人）

6番、菊川です。

まず、初めにお伺いしたいのは、1ページの第2条の3項で、この条例においては、児童等という形で、幼児を児童等に直されています。

それから、その下の満12歳を満15歳に直されております。3ページの上から2行目においては、児童以下18歳未満の者をいうというふうに定義されています。この1ページの児童等を満15歳とされたのと、3ページの児童の満18歳未満というので、ちょっと整合性がとれていない気がしますが、ここはなぜ15歳にされたのか、お伺いいたします。

○議長（茅沼隆文）

子ども・子育て支援室長。

○子ども・子育て支援室長（中戸川進二）

お答えいたします。

冒頭、若干御説明いたしましたように、今回、対象年齢の変更に伴いまして、用語の定義を大幅に改正してございます。ただ、基礎等ということで指しておりますのは、こちらの第3項に記載しているとおりでございますが、満15歳に達した以後の、最初の3月31日までにあるものということで、こちらについては、お子さんの対象について、規制しているものに対して、3ページのほうでは、こちらは児童等ではなくて、児童ということで、改めて以下18歳未満の者を言うということで、所得制限の対象の人数のカウントをするときに、児童等という違う基準で、18歳未満の者だけを対象とするという意味合いで、こちらでこういう記載をしております。

○議長（茅沼隆文）

菊川議員。

○6番（菊川敬人）

今回、この条文を見て、私は納得がいかないのですよね。年齢区分は、恐らくここは児童福祉法の年齢区分の年齢をとっておられると思うのですよね。そうすると、児童は18歳未満となっているわけですが、その下の条文を見ても、小児のところ、3歳未満及び児童等を除くという形になっています。小児については、児童福祉法の中では特に明記がないわけで、一般的には、15歳以下という取り方をされると、これは医療の関係で、15歳、薬剤等のことで15歳未満というところが多いようなんですが、そういったところで、ちょっと整合性がとれないような感じがいたします。

今言いました3ページの第2号のところ、小児（3歳未満児及び児童等を除く。）という形であるわけでありませぬ。先程言いました、上から2行目で、児童は18歳未満だよということで、18歳未満であれ、3歳未満児も含まれてくるのではないかなと思うのですね。そうしますと、小児そのものの意味合いが私は違うのではないかと思います。ここで条文として、こういう形で載せるのは非常に違和感があります。

ついでに言えば、第5条においても、3歳未満児及び児童等という形になっていまして、この3歳未満と児童が混在してきているというのもどうもしっくりいかないのですけれども、これはどういう意図で、こういうふうにされたのか、お伺いいたします。

○議長（茅沼隆文）

子ども・子育て支援室長。

○子ども・子育て支援室長（中戸川進二）

それでは、御質問にお答えしたいと思います。今回、条例改正にあたりまして、用語の定義、年齢区分に伴う用語の定義をどう表現するかというのは、非常にちょっと悩ましいところがあったというのが実情でございます。

改正後の規定で申しますと、まず、一番広い定義といたしまして、小児という定義で定義付けてございます。これについては、児童福祉法に準じる形なのですが、18歳以下のお子さんのことを広く差しているわけですが、この助成制度上の小児につきましては、中学校卒業後に継続入院しているお子さんに限っては18歳まで、入院の医療費を助成するという、従来からの規定で運用してございますので、その一番広い範囲をここでは小児という定義付けをしてございます。

3歳未満児というのは、文字通り3歳未満児なのですが、これは所得制限を適用していない年齢として、3歳未満児という定義を区切る必要があったことから、この3歳未満児という定義はそのまま生かしていただいております。

したがって、児童等につきましては、残る3歳から15歳と規定してございます。したがって、一番広い定義の小児等、それから、3歳未満児、それから、児童等、残るところは、先程申しあげた中学校卒業後以後の継続入院の部分が残るわけですのでございまして、その残るところの表現として、3歳未満児児童等を除くという表現を使わせていただいております。

○議長（茅沼隆文）

菊川議員。

○6番（菊川敬人）

課長は内容をよく御存知だから、分かると思うのですが、これを一般の人が見ても、私もよく理解できないのですよね。児童福祉法の年齢区分からいけば、これは児童で全部トータルできるはずなんです。であれば、もう少し分かりやすい条例に私はしてほしい。それはどうするかといえば、年齢で表現していただければ、3歳未満とか、こう書いてあるわけだから、そういった形で表現していただければ、すごく分かりやすい。こういうふうに条例改正しますよと言われても、ああ、そうですか、賛成ですよということはなかなか言いづらいです。理解がなかなかできないです。

ですから、できれば数字表現とか、もう少し分かりやすい表現にしていきたい。

○議長（茅沼隆文）

子ども・子育て支援室長。

○子ども・子育て支援室長（中戸川進二）

お答えしたいと思います。

従前の改正前の条例の話をしささせていただきますけれども、改正前の条例の規定の中では、幼児を3歳から12歳という定義付けをしてございました。これにつきましては、通院助成を平成27年度から小学生まで拡大したときに、3歳から12歳と

いう形で、ここについて書いたという経緯がございます。なるべく今までの条例を大幅に変えないようなことを考えながら拡大の内容に適合させるということで考えた結果が、このような形になってございます。

私どもといたしましては、住民に分かりやすくということは必要なことと思いますので、条例以外の部分で、これからの個別指導を差し上げる際に、分かりやすいようなパンフレットをつけた中で御案内していきたいと考えております。

○議長（茅沼隆文）

菊川議員。

○6番（菊川敬人）

例えば、改正前で、第5条のところを見ると、幼児等となっていたのですよね。こういう表現のほうが私は個人的には分かりやすかったということで、今回、あえてそのところ質問させていただきました。

○議長（茅沼隆文）

ほかに質疑ございますか。

2番、山田議員。

○2番（山田貴弘）

2番、山田貴弘です。

ただいま同僚議員の質問の意図的な部分も十分、自分も見ていて分かりづらかったというのがあります。最近、民法なんかでも分かりやすいような方法で表現するという形になってきていますので、ぜひそこら辺条例も町民が分かるような形で、今後、記載していくべきではないのかなと思いますので、よろしくをお願いします。

それとあと1点、今回、満12歳から15歳ということで、年齢区分が上がったということでは理解しているのですが、継続した入院については18歳までという支給の年齢区分が今までどおりであって、今回もそれに対しては改正されていないということで、今までは6年という継続期間があったものが、今回の改正で3年になったわけですよね。そこら辺の議論がされたのかどうかというのと。18歳という部分というのは、当然これは選挙権の部分が出てくると思うのですが、そこら辺の根拠的な、理由的なものを教えてもらえれば、よろしくをお願いします。

○議長（茅沼隆文）

子ども・子育て支援室長。

○子ども・子育て支援室長（中戸川進二）

お答えいたします。

18歳の根拠的なところでございますが、まずは、私ども児童福祉法ということが一つ大前提にあるのかなと思ってございます。それから、小6から中3までに引き上げた議論ということにつきましては、こちら側につきましては、これまでも一般質問等の中で町長からお気持ちを表明させていただいております。子育て世帯の定住促進をより一層進めるという観点から、この事業を拡大していくということでございます。

ただし、従来から申しあげているとおり、この制度自体は、競争のようになっ

るということは、非常に好ましくないということは、気持ちは変わってございません。やはり全国一律、少なくとも神奈川県一律、どこに行っても、お子さんが同じようなサービスを受けられるようにすることが適切だという思いについては変わりございませんので、御承知おきいただければなと思います。

○議長（茅沼隆文）

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

ないようでしたら、質疑を終了し、討論に入りますが、討論のある方いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

討論がないようですから、採決を行います。

議案第42号 開成町小児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（茅沼隆文）

着席ください。起立全員によって、可決いたしました。